

# 全国健康保険協会管掌健康保険 生活習慣病予防健診・肝炎ウイルス検査実施要綱

令和4年4月1日改正

## 目次

1. 目的
2. 健診の種類及び実施対象者
3. 健診の実施機関
4. 健診の方法
5. 健診費用等
6. 個人情報の保護
7. 事故対応
8. その他

本文中では特に注釈がない限り、以下の略称を用いている。

- ・高確法…高齢者の医療の確保に関する法律（昭和57年法律第80号）
- ・協会けんぽ…全国健康保険協会管掌健康保険
- ・協会…全国健康保険協会
- ・協会支部…全国健康保険協会支部
- ・協会支部長…全国健康保険協会支部長
- ・健診…生活習慣病予防健診
- ・健診実施機関…生活習慣病予防健診及び肝炎ウイルス検査実施機関
- ・個人情報ガイドンス…医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイドンス（平成29年4月・令和2年10月一部改正）、「個人情報の保護に関する法律」（平成15年法律第57号）、「医療情報システムの安全管理に関するガイドライン第5.1版」（令和3年1月）
- ・手引き…特定健康診査・特定保健指導の円滑な実施に向けた手引き（第3.2版）2021年2月
- ・標準プログラム…標準的な健診・保健指導プログラム（平成30年度版）
- ・情報提供サービス…インターネットを利用し、健診受診予定者の資格確認及び請求等を適正かつ効率的に行うことを目的に協会が提供するアプリケーション

## 全国健康保険協会管掌健康保険生活習慣病予防健診・肝炎ウイルス検査実施要綱

### 1. 目的

この要綱は、協会けんぽの被保険者の健康の保持増進及び生活習慣病の発症や重症化の予防を図るとともに、高確法に基づく特定健康診査及び特定保健指導を適切に実施することを目的とする。

### 2. 健診の種類及び実施対象者

- (1) 健診の種類は、一般健診、付加健診、乳がん・子宮頸がん検診及び肝炎ウイルス検査とする。
- (2) 健診の実施対象者は、次に掲げる年齢要件等を満たす者であつて、健診実施日において協会けんぽの被保険者（任意継続被保険者及び日雇特例被保険者を含む。以下同じ。）資格を有する者とする。ただし、本人が、健診を受診することを希望しない場合は、この限りでない。

#### ア 一般健診

当該年度において、35歳以上75歳未満の者（当該年度において、75歳に達する者については、誕生日の前日までの者。）。

#### イ 付加健診

一般健診を受診する者のうち、当該年度において、40歳又は50歳の者。

#### ウ 乳がん・子宮頸がん検診

##### a 乳がん・子宮頸がん検診

一般健診を受診する者のうち、当該年度において、40歳以上の偶数の年齢に達する女子。

##### b 子宮頸がん検診

当該年度において、20歳以上40歳未満の偶数の年齢に達する女子。

#### エ 肝炎ウイルス検査

一般健診の実施対象者であり、次の a、b のいずれかに該当する者（過去に C 型肝炎ウイルスに関する検査を受けたことがあるものを除く。）のうち、肝炎ウイルス検査を希望する者。

##### a 一般健診を受診する者。

##### b 一般健診を受診した者のうち、検査結果において GPT の値が 36U/I 以上であった者。

### 3. 健診の実施機関

この健診は、全国健康保険協会管掌健康保険生活習慣病予防健診・肝炎ウイルス検査事務処理要領（以下「要領」という。）に定める基準を満たす医療機関で協会支部長が選定したものに委託して実施する。

なお、協会支部は別途指定した期間毎に、健診実施機関に立ち入り、上記基準を満たしているか確認及び調査することができるものとする。

### 4. 健診の方法

健診実施機関は、次の方法により健診を実施する。

- (1) 別紙 1「健診の基準」により、一般健診、付加健診、乳がん・子宮頸がん検診及び肝炎ウイルス検査を実施する。

前記、「2（2）健診の実施対象者」のうち、イ付加健診、ウ乳がん・子宮頸がん検診 a 及びエ肝炎ウイルス検査 a の受診者に対しては、一般健診と同時に実施する。

ただし、ウ乳がん・子宮頸がん検診 a については、本人の申し出（生理等）によ

り同時に実施できない場合は、一般健診実施日以後に実施することも可能とする。

また、ウ乳がん・子宮頸がん検診bの受診者に対しては、単独で実施し、エ型肝炎ウイルス検査bの受診者については、一般健診の検査結果を通知した後に実施する。

- (2) 検体検査、胃内視鏡検査、乳がん検診、子宮頸がん検診、眼底検査の各検査等の全部又は一部は、再委託による実施について申請を行い協会支部の承認を得た場合は、再委託により実施することができる。
- (3) 健診の結果は、別紙2「指導区分の基準」により判定する。なお、各検査項目の結果判定は、標準プログラム及び関係学会の判定基準等を参考に健診実施機関において定める判定基準から行うものとする。
- (4) 健診終了者に対し、別紙3「全国健康保険協会管掌健康保険生活習慣病予防健診結果通知票」(以下「別紙3通知票」という。)若しくは、健診実施機関が任意で作成する通知票にて健診の結果を通知すること。なお、通知票の任意様式の作成にあたっては、別紙3通知票に準じ指導区分等全項目を含む内容とし、手引き及び標準プログラムに基づき適切な内容とすること。特に健診の結果が、「要治療」又は「要精密検査」であった者に対しては、医療機関への早期受診を案内する等、受診等が必要である旨を認識できる内容となるように配慮すること(別紙3通知票及び任意様式については、写しを1部控えとして保存すること。)

また、同通知に別紙4「生活習慣病予防健診結果通知票の見方(情報提供書)」を併せて通知するとともに、協会支部と協議のうえ、保健指導のお知らせ等を同封すること。

- (5) 協会支部に対し、健診結果に基づく所定事項を収録した「健診結果データ」及び「健診検査費請求データ」(以下「健診結果データ等」という。)を情報提供サービスにより報告する。また、併せて健診検査費請求書及び別紙5「肝炎ウイルス検査申込書」(肝炎ウイルス検査を実施した場合のみ)を郵送により提出し、健診費用を請求する。ただし、「健診結果データ等」を情報提供サービスにより報告ができない場合は、協会支部と協議することとする。
- (6) 肝炎ウイルス検査を受けた者の相談に対して、医師、保健師が対応するものとする。
- (7) 健診を受けた者の要望に応じて、医師・保健師・管理栄養士は、生活指導・栄養指導等に対応するものとする。ただし、保健師等による生活指導・栄養指導等ができない場合は、協会支部の保健師等と協力体制をとるものとする。
- (8) 健診終了者の健診記録を管理し、協会支部の保健師による保健指導に関わる打合わせを行うこととする。

## 5. 健診費用等

- (1) 健診費用は、別紙6「健診費用の上限額及び自己負担率」に示している「一人当たり健診費用の上限額」以下の額で、協会支部長が健診実施機関と契約するものとする。

なお、協会けんぽの負担額は、契約健診単価(消費税込)から、下記(2)で求めた自己負担額(消費税込)を差し引いた額とし、当該年度において対象者一人につき、一回に限って負担するものとする(一般健診と子宮頸がん検診(単独)を別に受診する場合、一般健診の検査結果に基づく肝炎ウイルス検査を実施した場合を除く。)

- (2) 一人当たりの自己負担額については、協会支部が健診実施機関と契約した健診単価(消費税込)に、別紙6「健診費用の上限額及び自己負担率」に示す自己負担率を乗じて得た額とする。

なお、当該自己負担額に五十銭未満の端数が生じたときは、これを切り捨て、五

## 機密性 2

十銭以上一円未満の端数が生じたときは、これを一円に切り上げるものとする。

- (3) 健診実施機関からの健診費用の請求は、健診を実施した翌月の、協会支部が指定する期日までに協会支部に行うものとする。なお、当該年度中に実施した健診の費用については必ず翌年度の4月15日までに請求すること。

### 6. 個人情報の保護

健診実施機関は、受託業務の遂行上知り得た個人情報については、関係法令及び個人情報ガイドランスにより取り扱うこと。

### 7. 事故対応

健診実施機関は、健診実施機関及びその再委託先にて、生活習慣病予防健診・肝炎ウイルス検査委託業務の実施により事故及び損害が生じた際は、その責任及び負担において処理解決にあたることとする。ただし、協会支部の責めに帰すべき事由によるときは、この限りでない。

### 8. その他

健診実施機関は、日雇特例被保険者の一般健診、付加健診、乳がん・子宮頸がん検診及び肝炎ウイルス検査の実施内容等については、別に協会支部と協議することとする。